

[資料4]

後期高齢者医療制度の最近の動向について

令和6年1月

山口県後期高齢者医療広域連合

1 後期高齢者医療制度の最近の動向について

(1) 今後の被保険者証交付について

国において保険証の廃止日を令和6年12月2日とする旨が令和5年12月22日に閣議決定された。この決定により、12月2日以降に新たに保険証を発行することはできなくなる。

この国の決定を受け、山口県後期高齢者医療広域連合では次のとおり行うこととする。

- ① 令和6年8月1日から1年間の有効期限内で利用できる保険証については限度額適用認定証及び限度額・標準負担額減額認定証も含め、例年どおり交付する。
- ② 保険証の廃止日以降に現行の保険証は発行されなくなるので、マイナンバーカードを健康保険証として利用（マイナ保険証）もしくは資格確認書（添付資料にて様式（案）を参照）により医療機関で受診することとなる。マイナ保険証を保有していない者に対しては本人の申請によらず資格確認書を交付することとし、マイナ保険証を保有している者に対しては「資格情報のお知らせ」を交付することとする。
- ③ 限度額適用認定証及び限度額・標準負担額減額認定証についても保険証と同様に廃止となるため、必要に応じて申請をいただき資格確認書に必要事項を記載したものを交付することとする。
- ④ 特定疾病療養受給証については引き続き交付することとしつつ、本人の希望に基づき資格確認書に特定疾病区分を併記することも可能とする。

山口県後期高齢者医療広域連合では、マイナ保険証の普及に努めると共に市町と連携を図りながら被保険者に対して周知してまいりたい。

(2) オンライン資格確認について

現在、マイナ保険証を利用して医療機関を受診される場合、医療機関では負担割合等の資格情報について中間サーバを介して確認することとなるが、全国的に保険者が資格情報を別人のマイナンバーと紐づけたことにより、誤った情報が提供された事案が発生していることが確認されている。山口県後期高齢者医療広域連合では資格情報を登録している中間サーバにデータの誤りがないか定期的に点検しており、現在までそのような事案は発生していない。

しかしながら国では令和6年3月から10月にかけて正しい情報が登録されているかを確認するため、保険者から被保険者全員に加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知することとしている。山口県後期高齢者医療広域連合では、被保険者に対して7月の保険証更新時に併せて通知する見通しである。

別添2 資格確認書（はがき型）

様式第〇号

(表 面)

後期高齢者医療資格確認書					
有効期限		年	月	日	
交付年月日		年	月	日	
被保険者番号					
被 保 険 者	住 所				
	氏 名				性別
	生 年 月 日		年	月	日
資 格 取 得 年 月 日			年	月	日
負 担 割 合 ・ 発 効 期 日			年	月	日
適 用 区 分 ・ 発 効 期 日			年	月	日
長 期 入 院 該 当 日			年	月	日
特 定 疾 病 区 分 ・ 発 効 期 日			年	月	日
保険者番号並びに保険者の名称及び印		 			